

簡易無線局の運用についてのお願い

本無線局は、以下の事項（✓項目）に該当しますのでご注意ください。

- ☑ 簡易無線局は、あくまでも「簡易な業務」に使用するもので、個人的使用も含めて様々な業種で利用されているものです。
従いまして、人命や財産の保護や治安の維持など、重要な通信はできないこととなっております。
- ☑ 簡易無線局（免許局）は、他の無線局が近隣で通信を行っている場合は「話中表示ランプ」が点灯しますので、通信状況を確認しながら運用してください。また、1回の送信時間に制限を設けています。詳細は、取扱説明書をご参照ください。
- ☑ 簡易無線局（登録局）はキャリアセンス機能を有しており、他の無線局が近隣で同じ周波数を使用している場合は送信ができません。また、1回の送信時間に制限を設けています。詳細は、取扱説明書をご参照ください。
- ☑ 無線設備を使用する場合は、必要事項を記入した開設届を速やかに提出してください。
- ☑ 送信した場合は、確実に相手方に通信内容が届いたか否かの確認（相手方が通信内容を反復して回答するなど）をするなど、通信ルールを定めることをお勧めします。

関東総合通信局
無線通信部陸上第3課
TEL 03-6238-1785